

安全設備規則検査要領における改正点の解説 (救助艇の進水装置に関する統一解釈)

1. はじめに

2025年12月付一部改正により改正されている安全設備規則検査要領中、救助艇の進水装置に関する統一解釈に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は2026年1月1日から適用される。

2. 改正の背景

国際救命設備コード（LSAコード）6.1.1.3では、救助艇等の進水装置の進水させるための動力は、重力及び独立した蓄えられた機械力以外に依存してはならないが、一定の条件を満たす進水装置については本要件に適合する必要はない旨規定している。加えて、LSAコード6.1.2.2では、進水装置は船舶の甲板上の位置及び救助艇内部から一人で操作できるものとしなければならない旨規定している。本会はこれらの要件を既に本会の安全設備規則に取り入れている。

第9回IMO船舶設備小委員会（SSE9）にて、LSAコード6.1.1.3及び6.1.2.2について、救助艇の進水動作時における進水装置の動力及び進水装置の操作場所の適用が不明瞭であることが指摘された。

IMOでの議論の結果、生存艇と兼用しない救助艇（以下、「専用救助艇」という。）については、進水のための積付け位置からの持ち上げ動作について、機械力に依らず手動で行えることが確認された。加えて、蓄積機械力が備わっていない進水装置は艇内からの進水装置の操作は要求されないことが確認された。当該確認事項は統一解釈として合意され、IMO第110回海上安全委員会（MSC110）にてMSC.1/Circ.1693として採択された。

このため、MSC.1/Circ.1693に基づき、関連規定を改めた。

3. 補足

救助艇の進水装置は図1に示すような装置で、LSAコード6.1.1.3及び6.1.2.2の要件から蓄積機械力としての蓄圧器、艇内から進水装置を操作するための操作ワイヤー、甲板上で手動操作を行うためのクランクハンドル等を一般的に備えている。また、進水装置は図2に示すように、艇を積付け位置から浸水させて揚収するまでの各過程（持ち上げ、振り出し、降下、引き揚げ、等）で異なる動力を使用している。

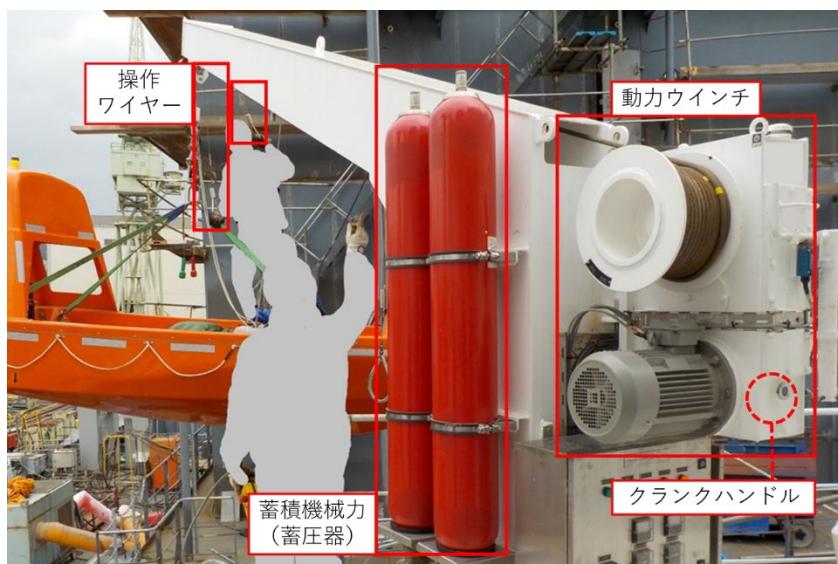


図1 救助艇の進水装置の例（蓄圧器を備えている場合）

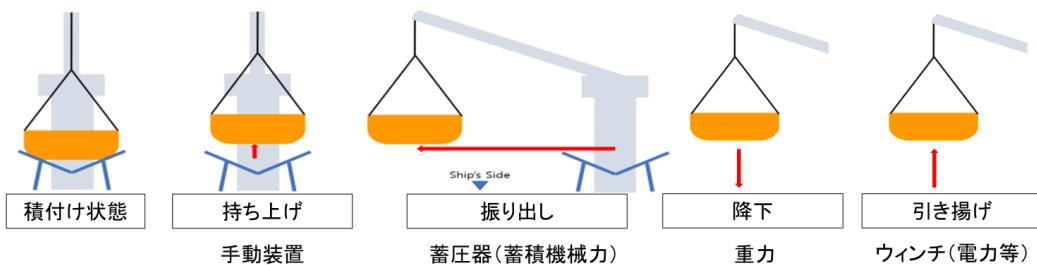


図2 各進水過程で使用される動力

この救命艇の進水装置に係る LSA コード 6.1.1.3 及び 6.1.2.2 の要件に関して、蓄積機械力が備わっている場合の進水装置の動作（積付け場所からの持ち上げ）について、手動装置により行うことが認められるか明確にすること、及び蓄積機械力が備えられていない場合について、装置のクランクハンドルにより操作するため艇内からの操作が不可能であるにもかかわらず艇内から操作できるようとする旨要求されていることから、操作場所の要件について明確にすべきことが SSE11 で指摘された。

その後の IMO 議論の結果、貨物船における専用救助艇について、進水のための積付け位置からの持ち上げ動作については機械力に依らず手動で行えること、機械力が備わっていない進水装置は艇内からの進水装置の操作は要求されないことが確認され、統一解釈として採択された。

4. 改正の内容

主な改正点は次のとおりである。

- (1) 【日本籍船舶】安全設備規則検査要領 3 編 3.20.1-4. 及び 3.20.2-3.

【外国籍船舶】安全設備規則検査要領 3.1.1-26 及び 3.1.1-28

貨物船において、専用救助艇を船外の乗艇位置へ振り出すために積付け位置から持ち上げる動作については、手動で行えるものとして差し支えない旨規定した。

- (2) 【日本籍船舶】安全設備規則検査要領 3 編 3.0.2-2.

【外国製船舶】安全設備規則検査要領 3.1.1-27

貨物船における専用救助艇の進水装置について、蓄積機械力を有していない場合、艇の持ち上げ及び乗艇位置への振り出しについて艇内から操作できる装置にする必要はない旨規定した。